

平成27年伯耆町  
第5回定例会  
条例等議案説明資料概要



平成27年12月

伯耆町 総務課

# 条例議案等説明資料

提出課：福祉課

議案番号 84	伯耆町災害遺児手当支給条例の一部改正について
<b>(提案理由及び概要)</b>	
1. 提案理由	鳥取県の災害遺児手当助成条例施行規則の一部が本年4月1日に改正施行され、手当を父子家庭にも支給されることとなったことに伴い、所要の改正を行う。
2. 概要	母の死亡又は障害の状態による場合の父子家庭の父にも手当を支給する。ただし、当該父親が不在である場合には支給しない。
3. 施行期日	公布の日から

提出課：福祉課

議案番号 85	伯耆町放課後児童クラブ条例の一部改正について																																	
<b>(提案理由及び概要)</b>																																		
1. 提案理由	<p>現行の児童クラブ条例に定められている児童クラブ利用料は、児童1人当たり月3,000円と規定しているのみで、長期休業中、また多子同時利用の場合などに関する規定はない。休業日の開所時間は終日(現行8時～18時)であり、授業日(概ね14時半～18時)に比べて運営経費は格段に増大する。また、保育制度の改正に伴う保育時間や保育料軽減措置等との均衡を図る必要がある。</p> <p>このため長期休業中、多子同時利用また開所時間等を勘案した利用者負担となるよう改正をするものである。</p>																																	
2. 概要 (改正内容)	<p>○児童1人あたり3,000円/月を<b>3,500円/月</b>とする。</p> <p>○<u>兄弟姉妹同時利用の場合には第2子以降の児童の利用料は、半額とする規定を設ける。</u></p> <p>○<u>長期休業日(学年末始・夏季・冬季)の利用については、児童1人つき利用回数1回当たり200円(同時利用の第2子以降は100円)を加算する。生活保護世帯、ひとり親世帯は加算しない。</u></p> <p>※開所時間を従前18時までであったものを18時30分まで30分延長する。</p> <p>※利用料等の減免の基準については、この条例の管理運営規則で定められているので、規則を改正の上、加算利用料についての生活保護世帯及びひとり親世帯への免除規定を設ける。</p>																																	
3. 施行期日	平成28年4月1日から																																	
4. 近隣自治体の状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">18時までの利用料</th> <th>18時30分までの利用料</th> <th rowspan="2">その他の費用 (おやつ代等:月額)</th> </tr> <tr> <th>授業月 (第2子以降)</th> <th>夏季(8月) (第2子)</th> <th>延長利用加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米子市</td> <td>3,500円 (1,750円)</td> <td>7,000円 (3,500円)</td> <td>1,000円 (500円)</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>境港市</td> <td>3,500円 (2,000円)</td> <td>7,000円 (4,000円)</td> <td>500円 (300円)</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>南部町</td> <td>3,500円 (1,750円)</td> <td>7,000円 (3,500円)</td> <td>500円 (250円)</td> <td>実費</td> </tr> <tr> <td>大山町</td> <td>3,000円 (1,500円)</td> <td>5,000円 (2,500円)</td> <td>延長なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>日吉津村</td> <td>3,000円 (2,250円)</td> <td>4,000円 (3,000円)</td> <td>延長なし</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>※南部町は、土曜日利用の加算、冬季休業、春季休業など細かく定めている。</p>		18時までの利用料		18時30分までの利用料	その他の費用 (おやつ代等:月額)	授業月 (第2子以降)	夏季(8月) (第2子)	延長利用加算	米子市	3,500円 (1,750円)	7,000円 (3,500円)	1,000円 (500円)	1,000円	境港市	3,500円 (2,000円)	7,000円 (4,000円)	500円 (300円)	1,000円	南部町	3,500円 (1,750円)	7,000円 (3,500円)	500円 (250円)	実費	大山町	3,000円 (1,500円)	5,000円 (2,500円)	延長なし	なし	日吉津村	3,000円 (2,250円)	4,000円 (3,000円)	延長なし	なし
	18時までの利用料		18時30分までの利用料	その他の費用 (おやつ代等:月額)																														
	授業月 (第2子以降)	夏季(8月) (第2子)	延長利用加算																															
米子市	3,500円 (1,750円)	7,000円 (3,500円)	1,000円 (500円)	1,000円																														
境港市	3,500円 (2,000円)	7,000円 (4,000円)	500円 (300円)	1,000円																														
南部町	3,500円 (1,750円)	7,000円 (3,500円)	500円 (250円)	実費																														
大山町	3,000円 (1,500円)	5,000円 (2,500円)	延長なし	なし																														
日吉津村	3,000円 (2,250円)	4,000円 (3,000円)	延長なし	なし																														

# 条例議案等説明資料

提出課：住民課

議案番号 86	伯耆町税条例の一部を改正する条例の一部改正について
<b>(提案理由及び概要)</b>	
1. 提案理由	地方税法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年総務省令第85号)が平成27年9月30日に公布なった。 これに伴い、伯耆町税条例の一部を改正する。
2. 概要 (改正内容)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、法人番号を用いる法人についての規定が追加になったため改正する。
3. 施行期日	公布の日から

提出課：総務課

議案番号 87	伯耆町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
<b>(提案理由及び概要)</b>	
1. 提案理由	個人番号含む情報を利用し、又は提供する地方公共団体独自の事務について、番号法の趣旨に基づき、条例を制定するもの
2. 概要	<p>(1)次に掲げる独自事務について、個人番号を利用する。</p> <p>ア 医療費助成事務 イ 特別医療費助成事務 ウ 外国人の生活保護事務 エ 法定予防接種以外の町が実施する予防接種事務 オ 法定検診以外の町が実施する検診事務</p> <p>(2)次に掲げる事務について、それぞれに定める特定個人情報を利用する。</p> <p>ア 医療費助成事務 地方税関係情報 イ 特別医療費助成事務 地方税関係情報 ウ 外国人の生活保護事務 地方税関係情報、養育医療関係情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報、自立支援給付関係情報 エ 法定予防接種以外の町が実施する予防接種事務 地方税関係情報</p> <p>(3)次に掲げる事務について、町の内部機関から教育委員会へ住民票関係情報を提供する。</p> <p>学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務 ※学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務は、番号法に規定された事務であり、独自事務ではない。</p>
3. 施行期日	平成28年1月1日から

## 条例議案等説明資料

提出課：総務課

議案番号 88	伯耆町教育文化会館条例の廃止について
<b>(提案理由及び概要)</b>	
1. 理由	施設を解体撤去することに伴い、条例を廃止するもの
2. 施行期日	公布の日から

提出課：企画課

議案番号 89	鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理事務及び規約を変更する協議について
<b>(提案理由及び概要)</b>	
1 提案理由	鳥取県西部広域行政管理組合は、視聴覚ライブラリーの設置及び管理運営に関する事務を共同処理事務として行ってきたが、近年、教材等の貸出件数が年々減少している状況で、検討を重ねた結果、平成27年度末をもって視聴覚ライブラリーを廃止することとなり、組合規約の変更を行う。 根拠法令：地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条
2 概要	組合規約第3条に規定する共同処理事務から、視聴覚ライブラリーの設置及び管理運営に関する事務を削除する。
3 施行期日	平成28年4月1日から

# 参考資料

## 鳥取県西部広域行政管理組合規約新旧対照表

鳥取県西部広域行政管理組合規約（昭和47年6月1日許可）

改正後	改正前
<p>本則（略）</p> <p>別表（第3条関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 広域市町村圏の振興整備に関する計画の策定及び広域市町村圏計画に基づく事業の実施の連絡調整に関すること。</li> <li>2 不燃物処理施設（境港市が設置するリサイクルプラザ建設事業に係る不燃物中間処理施設を除く。）の設置及び管理運営に関すること。</li> <li>3 広域福祉センターの設置及び管理運営に関すること。</li> <li>4 消防事務（消防団に関する事務並びに消防水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く。）に関すること。</li> <li>5 病院群輪番制病院に関すること。</li> <li>6 火葬場の設置及び管理運営に関すること（境港市に係るものを除く。）。</li> <li>7 介護保険法に基づく要介護認定及び要支援認定に係る事務のうち、審査及び判定に関すること。</li> <li>8 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく介護給付費等の支給に係る事務のうち、障害支援区分及び支給要否決定に係る審査及び判定に関すること。</li> <li>9 し尿処理場の設置及び管理運営に関すること（境港市、日南町、日野町及び江府町に係るものを除く。）。</li> <li>10 ごみ焼却施設の設置及び管理運営に関すること。</li> <li>11 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）第2条の規定により関係市町村が処理することとされた次に掲げる事務並びにこれらの事務を管理し、及び執行するために要する経費を鳥取県から収受する事務             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に基づく事務</li> <li>(2) 火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号）に基づく事務</li> <li>(3) 火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）に基づく事務</li> <li>(4) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく事務</li> </ol> </li> </ol>	<p>本則（略）</p> <p>別表（第3条関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 広域市町村圏の振興整備に関する計画の策定及び広域市町村圏計画に基づく事業の実施の連絡調整に関すること。</li> <li>2 不燃物処理施設（境港市が設置するリサイクルプラザ建設事業に係る不燃物中間処理施設を除く。）の設置及び管理運営に関すること。</li> <li>3 広域福祉センターの設置及び管理運営に関すること。</li> <li>4 消防事務（消防団に関する事務並びに消防水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く。）に関すること。</li> <li>5 病院群輪番制病院に関すること。</li> <li>6 視聴覚ライブラリーの設置及び管理運営に関すること。</li> <li>7 火葬場の設置及び管理運営に関すること（境港市に係るものを除く。）。</li> <li>8 介護保険法に基づく要介護認定及び要支援認定に係る事務のうち、審査及び判定に関すること。</li> <li>9 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく介護給付費等の支給に係る事務のうち、障害支援区分及び支給要否決定に係る審査及び判定に関すること。</li> <li>10 し尿処理場の設置及び管理運営に関すること（境港市、日南町、日野町及び江府町に係るものを除く。）。</li> <li>11 ごみ焼却施設の設置及び管理運営に関すること。</li> <li>12 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）第2条の規定により関係市町村が処理することとされた次に掲げる事務並びにこれらの事務を管理し、及び執行するために要する経費を鳥取県から収受する事務             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に基づく事務</li> <li>(2) 火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号）に基づく事務</li> <li>(3) 火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）に基づく事務</li> <li>(4) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく事務</li> </ol> </li> </ol>

# 条例議案等説明資料

提出課：企画課

議案番号 90	鳥取県西部広域行政管理組合視聴覚ライブラリーの廃止に伴う財産処分に関する協議について			
<b>(提案理由及び概要)</b>				
1 理由				
平成27年度末をもって鳥取県西部広域行政管理組合視聴覚ライブラリーが廃止されることに伴い、視聴覚ライブラリーの財産処分に関し、協議する。 根拠法令：地方自治法(昭和22年法律第67号)第290条				
2 概要				
鳥取県西部広域行政管理組合視聴覚ライブラリーの財産は、鳥取県西部広域行政管理組合において管理するもののほか、組合を組織する市町村へ譲与し、又は廃棄する。				
3 処分する財産の内容				
	財産処分の方法	財産の区分	数量	備考
組合において管理		ビデオソフト	589本	左記に掲げるもののほか、鳥取県西部広域行政管理組合視聴覚ライブラリーにおいて管理する事務用品等一式
		DVD	118本	
		アンプ内蔵スピーカー	2台	
		ビデオプロジェクター	2台	
		スクリーン	3台	
		DVDプレーヤー	3台	
組合を組織する市町村へ譲与		16ミリ映画フィルム	50本	日吉津村16本 大山町34本
		ビデオソフト	66本	米子市16本 大山町14本 伯耆町30本 江府町6本
		16ミリ映写機 ビデオカメラ(ケースを含む。)	1台 一式	日吉津村 米子市
不用の決定		16ミリ映画フィルム	261本	
		ビデオソフト	745本	
		16ミリ映写機	3台	
		スライド映写機	2台	
		オーバーヘッドプロジェクター	2台	
		ビデオプロジェクター	8台	
		スクリーン	3台	
		テレビ	2台	
		カメラ	2台	
		ビデオカメラ	3台	
		ビデオデッキ	4台	
		電子資料提示装置	1台	
		カラーページリーダー	1台	
		フィルム巻取器	1台	
		テープスライサー	1台	
		AVミキサー	2台	
		ビデオタイトラー	1台	
		ケース	5台	
	リモコン三脚	1台		
	ノートパソコン	1台		
	パソコン(ディスプレイ及び外部記憶装置を含む。)	一式		